

小牧岩倉衛生組合職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月26日

小牧岩倉衛生組合  
管理者 小牧市長 山下 史守朗

小牧岩倉衛生組合規則第12号

小牧倉衛生組合職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

小牧岩倉衛生組合職員の給与の支給等に関する規則（昭和52年小牧岩倉衛生組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第36条第7項第1号中「100分の205」を「100分の215」に、「100分の245」を「100分の255」に改め、同項第2号中「100分の97.5」を「100分の102.5」に、「100分の117.5」を「100分の122.5」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の小牧岩倉衛生組合職員の給与の支給等に関する規則の規定は、令和6年12月1日から適用する。